

第百十二号議案

江戸川区情報公開条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十一月二十二日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区情報公開条例の一部を改正する条例

江戸川区情報公開条例（平成十三年三月江戸川区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「含む。」の下に「若しくは個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第八条第二項中「できるもの」の下に「又は個人識別符号が含まれるもの」を加える。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（説明）

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の改正に伴い、同法の規定に基づく個人情報保護制度と整合性を図るため、個人情報の定義を見直すほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。